

令和８年度 熊野古道紀伊路ＰＲパンフレット制作業務に係る

公募型プロポーザル実施要領

本要領は、和歌山県（以下「県」という。）が実施する「令和８年度 熊野古道紀伊路 ＰＲパンフレット制作業務」の契約候補者を選定するために行う、プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

1. 概 要

- (１) 委託業務名
令和８年度 熊野古道紀伊路 ＰＲパンフレット制作業務
- (２) 契約期間
契約締結の日から令和９年３月３１日
- (３) 業務の内容
別紙仕様書のとおり
- (４) 契約書
委託先として選定した事業者に対して別途作成する。
- (５) 委託上限額
３，３００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 契約候補者の選定

- (１) 選定方法
上記委託業務に係る企画提案書の内容により契約候補者を選定
- (２) 参加資格要件
本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。
 - ア．地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること
 - イ．和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること
 - ウ．会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
 - エ．債務不履行により所有する資産に対して仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと
 - オ．宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人又は団体でないこと
 - カ．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）

第2条第2項に掲げる暴力団若しくは暴力団構成員の統制の下にある者でないこと

キ．国税及び都道府県税について滞納がないこと

3. スケジュール

項 目	日 程
公告開始	8月25日（火）
応募表明書提出期限	9月 8日（火） *必着
仕様書等に関する質問期限	9月15日（火） *必着
質問に対する回答期限	9月18日（金）
企画提案書類提出期限	9月28日（月） *必着
選定委員会	10月 2日（金）（予定）
審査結果の通知	選定委員会の翌日以降に速やかに行います。

4. プロポーザル応募表明書の提出

プロポーザルに応募する意思のある事業者については、プロポーザル応募表明書（様式1）を期限までに提出すること

（1）提出期限

9月8日（火）まで

（2）提出先

10に示すとおり

（3）提出方法

電子メールにより上記の提出期限までに提出すること

（4）その他

応募表明後に応募を辞退する場合は、プロポーザル応募辞退届（任意様式）を提出すること。提出方法及び提出先は応募表明書と同様とする。

5. 質 問

プロポーザル参加に当たって質問事項がある場合は、質問票（様式2）を期限までに提出すること

（1）提出期限

9月15日（火）17時まで

（2）提出先

10に示すとおり

(3) 提出方法

電子メールにより上記の提出期限までに提出すること

(4) 回答

質問に対する回答は、9月18日(金)までに県観光振興課のホームページに掲載する。

ただし、その内容が軽微なものについては、県観光振興課担当者の口頭による回答のみとすることができる。

なお、企画提案書の記載内容及び審査基準に関する質問、他の応募者からの企画提案書等の提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため受け付けない。

6. 企画提案書等の提出

(1) プロポーザル参加事業者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。

ただし、企画提案書等の提出日において、「和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱」第3条に定める入札参加資格を有する者は、④～⑩の書類の提出を省略することができる。

No.	種類	部数
①	提案者の概要書(様式3)	1部
②	企画提案書(任意様式)	5部
③	見積書(任意様式) ・ 詳細な費用明細を提出すること ・ 見積額には消費税及び地方消費税を含めること ・ あて先は「和歌山県知事 宮崎 泉」とすること ・ 見積者は、契約締結権を持つ者とし、その者の印を押印すること	5部
④	誓約書(様式4)	1部
⑤	役員等に関する調書(様式5)	1部
⑥	財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類(直近1年分)	1部
⑦	定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	1部
⑧	印鑑証明	1部
⑨	法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明(発行後3ヶ月以内のもの)	1部
⑩	都道府県税に係る徴収金について未納がない旨の証明書(発行後3ヶ月以内のもの)	1部

- (2) 提出期限
9月28日(月)まで
- (3) 提出時間等
土日・祝日を除く日の9時から17時45分までの間
(最終日は17時00分まで)
- (4) 提出場所
10に示すとおり
- (5) 提出方法
持参又は郵送(FAX不可)により上記の提出期限及び提出時間内必着にて提出すること
なお、郵送の場合は、県へ電話連絡し、受領確認を行うこと
ただし、②企画提案書、③見積書は電子メールでも提出すること。ファイルサイズが8MBを超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスのURL送付を提出先にメールで依頼すること

7. 企画提案に際しての注意事項

- (1) 企画提案書はA4判、左綴じ、オールカラー、10ページ以内で作成すること
- (2) 提案内容は、別添仕様書に基づいて作成すること
- (3) 企画提案書には、少なくとも次の事項を含むこと
なお、審査基準は別添「審査要領」のとおり
 - ア. 本業務の基本的な考え方、取組方針
 - イ. パンフレットの構成、構造
 - A) 制作の視点
 - B) タイトル名
 - C) 各頁のデザイン案
 - ウ. 実施体制及び人員配置計画
 - エ. 全体スケジュール
 - オ. 本事業に類似した事業の実績※ 「エ. 全体スケジュール」および「オ. 本事業に類似した事業の実績」については、円滑な事業履行が可能かを確認するための事項であり、審査(加点採点)の対象外とする。
- (4) 見積書のあて先は「和歌山県知事 宮崎 泉」とし、積算項目ごとの内訳書を添付し、積算内容が詳しくわかるようにすること
また、見積書は消費税及び地方消費税を含む額とし、当該消費税及び地方消費税の額を明記すること

- (5) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。
 - ア. 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ. 本実施要領に違反すると認められる場合
- (6) 企画提案書等の作成、提出、選定委員会への出席など企画提案に要する経費については、全て提案者の負担とする。
- (7) 提出された書類は、採択を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (8) 一度提出した企画提案書は、これを書換え、引換え又は撤回することができないものとする。

8. 審査に係る事項

- (1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員による組織された選定委員会において、提案書の内容を審査し、競争性、透明性の確保に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査、採点し、審議の上、契約候補者を選定する。

なお、審査は書面のみとし、プレゼンテーションによる審査は行わない。
- (2) 審査項目及び評価内容

提案する事業内容について、審査基準に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。
- (3) 契約候補者の選定
 - ア. 審査の結果、最高評価点を得た提案者を契約候補者として選定する。
 - なお、最高得点の者が複数の場合は、選定委員による多数決により決定する。
 - イ. 提案者が1者の場合において、選定委員会における評価の結果、評価点の合計が満点の6割以上に達しているときは、当該提案者を契約候補者に選定する。
 - ウ. 審査結果は、選定委員会の翌日以降に速やかに参加者に書面で通知する。
- (4) 審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、選定委員会の翌日以降に県観光振興課のホームページにて次の内容を公表する。

 - ア. 契約候補者の名称及び評価点
 - イ. 次点以下の参加者の評価点（提案者名は併記しない）

9. 契約

- ・ 契約候補者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。
- なお、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容について協議を行った上で契約を締結するものとする。

- ・ 企画提案書は、提案者の企画力等を判断し、契約候補者を選定するためのものであり、委託内容、経費等については、委託者との協議により、修正、変更を行った上で契約する場合がある。

10. 関係書類提出場所（問い合わせ先）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県地域振興部観光局観光振興課 世界遺産ジオパーク班

担当：西口

電話：073-441-2424（直通）

Mail：nishiguchi_t0002@pref.wakayama.lg.jp